

## 令和 8 年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 令和 8 年 3 月 10 日 (火)
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 令和 8 年 3 月 10 日 午後 0 時 55 分 委員長宣告
4. 審 査 事 項
  1. 付託案件
    - 議案第 17 号 可児市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第 18 号 可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第 19 号 可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第 24 号 可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第 26 号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
  2. 陳情
    - 陳情第 1 号 国に国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情
  3. 事前質疑
    - (1) 新たな防災気象情報について
  4. 報告事項
    - (1) 可児市公共施設等マネジメント基本計画の見直しについて
    - (2) 令和 8 年度地方税制改正 (案) の概要について
  5. 協議事項
    - (1) 視察について
    - (2) その他
5. 出席委員 (7 名)

委 員 長	板 津 博 之	副 委 員 長	渡 辺 仁 美
委 員	亀 谷 光	委 員	野 呂 和 久
委 員	高 木 将 延	委 員	大 平 伸 二
委 員	田 上 元 一		
6. 欠席委員 なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

市政企画部長	水 野 修	総務部長	武 藤 務
--------	-------	------	-------

経済交流部長	飯 田 好 晴	財 政 課 長	西 垣 義 博
人 事 課 長	土 田 裕 明	税 務 課 長	金 子 浩
防災安全課長	土 田 英 雅	市 民 課 長	倉 知 真 弓
監査委員事務局長	楨 野 聡		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴 木 賢 司	議会総務課長	平 田 祐 二
議会事務局 書 記	中 島 めぐみ	議会事務局 書 記	大 野 祐 貴 子

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して発言をお願いいたします。

初めに、議案第17号 可児市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○監査委員事務局長（楨野 聡君） 資料番号1、議案書の12ページ、資料番号6、提出議案説明書の1ページを御覧ください。

議案第17号 可児市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

可児市監査委員条例第3条中で引用している地方自治法第243条の2の8第3項が法改正により第243条の2の9第3項に条ずれすることにより、改正するものです。

施行日につきましては、改正後の地方自治法の施行日と同じ令和8年9月24日からになります。説明は以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第17号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですので、討論を終了といたします。

これより、議案第17号 可児市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第17号については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第18号 可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人事課長（土田裕明君） 議案第18号 可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、国家公務員の給与改定に伴う常勤職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の給料表、期末手当、勤勉手当などについて改正を行うものです。

資料番号1の13ページ及び資料番号6の1ページをお願いいたします。

第1条の第8条第2項、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の改正です。

第8条第2項の改正は、改正前においては期末手当の支給率について、6月、12月いずれも100分の125としているところを改正後においては100分の126.25とするものです。合計の支給率は2.5から2.525月となり、0.025月の増となります。

第9条第2項、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の改正です。

第9条第2項の改正は、改正前においては勤勉手当の支給率について、6月、12月いずれも100分の50としているところ、改正後においては100分の51.25とするものです。合計の支給率は1.0から1.025月となりまして、0.025月の増となります。

次に、第2条については、常勤職員の給料表改定に準じまして給料表を書き換えるものです。

15ページから、別表第1は行政職給料表（一）、19ページの別表第2は行政職給料表（二）、20ページからの別表第3は医療職給料表、23ページからの別表第4は福祉職給料表となります。

なお、パートタイム会計年度任用職員の報酬について、第13条でフルタイム会計年度任用職員の給料月額を基に積算しているため、フルタイム会計年度任用職員同様に報酬及び期末・勤勉手当率について増加します。以上となります。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第18号に対する質疑を行います。

質疑はございませんね。

〔「なし」の声あり〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、討論を終了いたします。

これより、議案第18号 可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第18号については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第19号 可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人事課長（土田裕明君） 議案第19号 可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、国内外における物価上昇等の経済情勢の変化への対応及

び事務負担の軽減を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律が令和7年4月1日に改正されたことを受けて、可児市職員の旅費に関する条例の改正を行うものです。

資料番号1、26ページ及び資料番号6、2ページをお願いいたします。

第1条の目的の改正です。

職員等とし、等とは職員以外に配偶者や子、後に出てきます証人、これは議会ですとか委員会の要求に応じて出頭した参考人ということになりますが、それらを想定しているものです。

第2条の用語の意義について、用語を再定義したものとなります。

今回の条例の一部改正につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴った準則に合わせまして定義及び表現を変更している部分が多々ございますので、内容の変更に伴う条文を中心に説明させていただきたいと思っております。

第2条の第9号をお願いいたします。

新たに旅行役務提供者について定義したものです。

第3条第7項及び第7条では、旅行代理店等への旅費の支払いを可能とするものです。

36ページをお願いいたします。

第8条、旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、これは移動や宿泊に対する一体の対価として支払われる費用のことですが、そのほか宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とすると規定するものです。

38ページをお願いいたします。

第12条、その他の交通費です。

その他の交通費とは、鉄道、船舶、航空機以外を利用する移動に要する費用の額の合計額と規定し、これまで車賃と規定していたものについてはその他の交通費のほうに整理をし直しております。

今回の改定で大きなポイントとなる点ですが、第13条、宿泊費及び第23条第2項、旅費の支給額の上限の改定です。

宿泊費というのは、これまで定額支給をしていたものから、規則で定めます宿泊費基準額と実際に支払った額と比較し、いずれか少ないほうを支給する上限付きの実費支給方式とするものです。先ほど宿泊費基準額とお伝えしましたが、これは地区によって、例えば東京都ですとかそこに応じた基準額というふうに規定するものでございます。

第14条、包括宿泊費については、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用、いわゆるこれはパック旅行というものを対象としております。それに対応するものとして新設をさせていただきます。

第15条、宿泊手当です。

これまで昼食代を含む諸雑費としまして支給していました日当というものにつきましては、これに代わりまして、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費としまして宿泊手当を新設いたします。その額は規則で定めておりますが、イメージとしましては夕食代を含みます雑費を支給する

ものというふうに御理解いただければと思います。

第16条、転居費の改正です。

これまでは移転料に当たるもので、いわゆる引っ越し代に係るものでございます。その額は、転居の実態を勘案しまして市の規則で定めます。

第17条、着後滞在費及び第18条、家族移転費は、それぞれ着後手当、扶養親族移転料に当たるものなので、基本的に中身の変更はございません。

それでは、49ページをお願いします。

第22条、外国旅行の旅費の規定です。

外国旅行に要する旅費の種目及び額は、国家公務員等の旅費に関する規程の例により、その都度任命権者が市長と協議して定めるものとするものです。

第27条、旅費の返納については、旅行者または旅行役務提供者が規定に違反して旅費の支給を受けた場合の旅費の返納について規定をしています。また、旅行者の違反については返納に加えて、給料または旅費の額から控除することを可能とするものです。

また、附則について説明いたします。

附則第1条は、施行日について規定したものでございまして、令和8年4月1日から施行いたします。

附則第3条は、条例の施行に関し、必要な経過措置は前条に規定するもののほか、規則で定めることを規定したものです。以上となります。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第19号に対する質疑を行います。

○委員（田上元一君） パック旅行のことについてお聞きしたいんですけど、ちょっとイメージが分からないんですけど、例えば職員が東京都へ1泊で出張なり行かれると、今までですと、電車賃そしてそれから宿泊代を別で払っていたと。よく旅行会社が東京1泊云々ってあるじゃないですか、それを使ったほうが安いんでそっちを使ってくださいみたいな感じなのか、その辺はどんな感じなんでしょうか。

○人事課長（土田裕明君） これまでは、今、田上委員がおっしゃったように別々、あくまでも宿泊料は宿泊料で頼み、例えば電車賃、新幹線代というのはそれぞれ別で定額で支給していたものですが、おっしゃるとおり、通常どこかへ出張するといった場合に一緒にしたほうが安いケースというのは多々ございます。というのももちろんありますが、原則としてそれを頼もうとしたときの利便性としましては、そのパック料金で一度に頼んだほうが手間としてはすごく簡易的で、今回の例にありました国家公務員の方たちの規則では、もちろんそれをベースにしておりますので、職員に対して利便性を図ったような改定でございます。そういう理解をこちらもしております。以上です。

○委員（田上元一君） そうすると、申請は原課のほうでするわけですけど、安い、高い、これがいいよみたいな裁可とか判断とかそこはどこがされるのか。別々だと判断できないという感じがするんですけどそこはどんな感じ、手続的にかどうか、どうなんでしょうか。

○人事課長（土田裕明君） 現在、運用マニュアルのほうを定めようとしておりまして、何と

か4月までにQ&Aも含めまして職員に提示する予定でございます。その中で、今、実費支給というものが、パック料金の中である程度明確に区別なくともその総額というところで比較するというような想定をしております。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑はございますか。

○委員（野呂和久君） ちょっと単純なことをお聞きします。

第1条のところがこれまでは趣旨とされていたのが、第1条、目的に変わっていますが、内容自体はそれほど変わっていないんですけど、趣旨と目的、この最初の頭のところが変わることによって何か違いというのはあるんでしょうか。

○人事課長（土田裕明君） こちらのほうは、今回改正に当たりまして国家公務員の準則がございまして、そちらの文言とか表現を実はそちらのほうに合わせた形ですので、今御指摘のように内容的にはどうですかということであれば同じです。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、討論を終了といたします。

これより議案第19号 可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第19号については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第24号 可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市民課長（倉知真弓君） 議案第24号 可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

資料番号1、議案書の82ページから83ページ、資料番号6、提出議案説明書の5ページから6ページを御覧ください。

電気通信事業法の改正に伴う改正になります。

可児市印鑑条例第10条の2の中で引用している電気通信事業法第12条の2第4項の第2号ロが第3号ロに条ずれすることにより、改正するものです。

施行日につきましては、改正法の施行日を定める政令がまだ未公布のため、改正法の施行の日とさせていただきます。説明は以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第24号に対する質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、それでは質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、討論を終了といたします。

これより、議案第24号 可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第24号については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第26号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○防災安全課長（土田英雅君） 資料番号1、議案書86ページ、資料番号6、提出議案説明書6ページを御覧ください。

議案第26号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正は、国家公務員の給与改定及び扶養手当支給額が改定されたことを受けまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等の補償基礎額及び扶養親族加算額が改定されたことに伴うものでございます。

改正内容は、第5条第2項第2号については、消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の最低額を9,700円から1万円に、最高額を1万4,500円から1万5,000円に引き上げるものでございます。

第5条第3項につきましては、扶養に係る補償基礎額の加算額を第1号の配偶者についての100円を廃止し、第2号以降を繰り上げます。改正後の第1号において、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について、383円から433円に引き上げるものです。

別表につきましては、非常勤消防団員等の補償基礎額を議案書87ページ、別表 補償基礎額表のとおり引き上げるものでございます。

附則といたしまして、施行日を令和8年4月1日、経過措置について記載してございます。

説明は以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第26号に対する質疑を行います。

質疑はございませんね。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

[挙手する者なし]

討論もないようですので、討論を終了といたします。

これより、議案第26号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第26号については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合により暫時休憩といたします。執行部の方、ありがとうございました。

休憩 午後1時18分

---

再開 午後1時19分

○委員長（板津博之君） それでは会議を再開いたします。

次に、協議題2. 陳情に移ります。

今回、陳情が1件出ております。

陳情第1号 国に国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情を議題といたします。

この陳情の取扱いについて御意見をお願いいたします。

○副委員長（渡辺仁美君） ありがとうございます。

この陳情書を読ませていただくと大変、歴史的背景ですとか農業に従事されている方のことにまで触れられて、大変深いものだと拝察します。ただ、物価高については米の価格だけではないという点と、あとまさに今国会で物価高対策を論じている時期でもありますし、これについては、委員会としては聞きおく形でよろしいのではないかと考えます。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに御意見のある方、見えませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、それでは陳情第1号につきましては聞きおきとさせていただきます。よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

では、そのようにさせていただきます。  
議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午後 1 時 21 分

再開 午後 1 時 22 分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、協議題 3. 事前質疑(1)新たな防災気象情報についてを議題といたします。  
提出者の田上委員に説明をお願いいたします。

○委員（田上元一君） 気象庁と国土交通省は、令和 7 年の 12 月に新たな防災気象情報の運用を令和 8 年 5 月下旬から始めると発表いたしました。4 種類の災害、これは河川氾濫と大雨、土砂災害、可児市には関係ないですが高潮、その 4 種類ごとに相当する警戒レベルと警報などの名称を併記すると、そして早期に取るべき行動が直感的に分かるよう表現を統一するというものであります。名称は、危険度が高いほうからレベル 5 の特別警報、レベル 4 の危険警報、レベル 3 の警報、レベル 2 の注意報となります。例えば、現在の大雨警報、土砂災害による大雨警報はレベル 3 ですかね、レベル 3 土砂災害警報という具合になるというところでありませう。

この防災気象情報を参考に、自治体ではレベル 5 の緊急安全確保、レベル 4 の避難指示、レベル 3 の高齢者等避難、レベル 2 のいわゆる防災体制の要員確保といった避難情報をタイムリーに発出をするということになり、関係をより明確にするというのが今回の狙いということでありませう。

これは国土交通省と気象庁の発表なわけですが、この運用の変更によって可児市としては何か対応を取っていく必要はあるんでしょうか。例えば、マニュアル等の見直しであるとか市民への周知など、早急に行わなければならないことがあるんでしょうか、可児市としての対応について伺いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（板津博之君） この件に関して、執行部の説明を求めます。

○防災安全課長（土田英雅君） よろしくお願ひします。

新たな防災気象情報では、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮について、市民が災害時に取るべき避難行動を分かりやすく 5 段階に整理される予定です。先ほど委員の御説明にもありましたとおりでございますが、警戒レベル 5 相当はレベル 5 特別警報、警戒レベル 4 相当はレベル 4 危険警報、レベル 3 相当はレベル 3 警報、レベル 2 相当はレベル 2 注意報、警戒レベル 1 相当は早期注意情報となり、防災情報の名称にレベルがつくことで、より直感的に取るべき避難行動が分かるようになります。

現在は、県などが実施する説明会に出席し、情報収集と整理を行っている段階でございます。市民向けに分かりやすくまとめたような資料やチラシなどもまだございません。まずは、今年の出水期までに運用が始まることを周知するため、「広報かに」、すぐメールかに、ケーブルテレビ可児、FMららなどを通じて市民に啓発を行う予定にしております。

今回の変更による職員の参集体制等について大きく変わることはございませんが、新たに危険警報の新設や洪水警報が大雨警報に統一されるなど名称の変更があるため、地域防災計画、職員参集マニュアルや避難情報の判断・伝達マニュアルなどの地域防災計画に係る個別の計画の修正を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） この件に関して質疑はございませんか。

○委員（田上元一君） ありがとうございます。

出水期はもう間もなくということで、例えば6月の第1日曜日の水防訓練が可児市としてはあるわけですが、そこで本部としての訓練を何か、まだ考えているという段階だと思いますが、また例えば自治会等でそういった訓練をするところに対してはどのようなアプローチとか投げかけをしていくというふうか、何か考えがあれば、現段階で結構ですけどお願いします。

○防災安全課長（土田英雅君） 申し訳ございません。まだ国・県の説明を受けている段階でございます。そこまで至っていないというのが現状でございます。

○委員（田上元一君） もちろん詳細な説明を聞いて組立てていくということなんですけど、例えば、まだイメージの段階でいいんですけど水防訓練はこんなことやってみたいとかアイデア的なことでも結構ですけど何かそれは、これとこれだということじゃなくてもいいんで何か考えていきたいなみたいなきっかけがあれば、もしあれば。

○防災安全課長（土田英雅君） そこにつきましても、まだこれからということで申し訳ございません。

○委員長（板津博之君） ほかにこの件に関して発言ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後1時28分

---

再開 午後1時29分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

協議題4. 報告事項(1)可児市公共施設等マネジメント基本計画の見直しについてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○財政課長（西垣義博君） 予算決算委員会におけます重点事業、公共施設マネジメント経費の説明や、先ほど御説明させていただきました質疑への答弁と重複する部分がありますが、その辺についてはあしからず御了承いただければと思います。

委員会資料の5ページでございます。

本市では、昭和から平成にかけて、人口の急増や市民ニーズの変化などに対応する形で多くの公共施設やインフラを整備してまいりました。これらの施設は年を追うごとに劣化

が進み、機能維持のためのコストがかさばってきております。

一方、少子高齢化、人口減少が進行する中、これらの施設に要するコストをできる限り抑制するとともに、時代の変化に合わせて施設の縮小や統廃合などを計画的に進めることも必要でございます。

こうした背景から、平成26年度に公共施設等のマネジメントに関する基本方針を定めた上で、平成29年3月には可児市公共施設等マネジメント基本計画を策定し、施設の維持管理コストとそのために必要な財源のシミュレーションを行い、コスト縮減についての考え方や公共施設整備基金による財源調整を行うことなどをそれぞれ示しております。さらに、個々の施設につきまして劣化状況や更新などの対策の優先順位の考え方などを示した計画として、個別施設計画を令和2年度に策定し、5年ごとに見直しを行いながら、限られた財源でも適切に公共施設サービスを提供できる体制を確保するものとしております。

今回お出しいたしました資料なのですが、今年度は個別施設計画の5年目の見直しに当たりまして、直近の物価水準に基づきます施設のライフサイクルコスト、先ほど少し予算決算委員会では御説明いたしました、ライフサイクルコストについても再計算し、これらの見直し内容を反映させる形で基本計画の見直しを行いましたので、この場で御報告させていただくものでございます。

それでは資料なのですが、2の主な見直し内容についての御説明になります。

見直し後の基本計画につきましては別の資料とさせていただいておりますので、詳細についてはまたそちらのほうを御覧いただければと思います。

まず、2の(1)個別施設計画見直しに伴う記載内容の修正です。

昨年10月に見直し作業を行いましたそれぞれの個別施設計画の内容を第2章の施設分類ごとの方向性というところに反映をさせました。

それから次に、見直しをした個別施設計画の内容や物価の動向を踏まえたシミュレーションを行いまして、反映をさせました。

シミュレーションの概要と基本計画の反映内容について御説明をさせていただきます。

(2)縮減シミュレーションです。

今回の見直しにより、経費の試算を行った上で、コスト縮減のための方策についてどれだけの縮減効果を得られるのかを算出するというものでございます。シミュレーションに当たっては、今回見直した個別施設計画のライフサイクルコストを反映させました。これは、令和3年から令和32年までの30年間の施設の改修や維持管理に要する経費等の総計になりますが、令和6年度までは実績額とし、令和7年度以降は建設工事費や修繕費、維持管理費を時点修正して反映した形としております。

なお、今回は個別施設計画の見直しに伴う変更ということで、道路・橋梁や水道等のインフラ施設については従前のデータのままでございます。さらに、令和8年度以降の経費の積算単価等は令和7年度時点の単価で積算ということとしておりまして、将来的な物価や人件費の動向は加味しておりません。

以上の条件で見直した結果が、このページの下の図になります。

左側2本の棒グラフが見直し前、右側2本が見直し後のものとなります。見直し後の公共施設全体に要する経費は約1,061億円となり、計画どおり縮減した場合の効果は一番右側の棒グラフの黄色と、その下ちょっと狭いんですけどグレーとその下のオレンジ、この3つを足した合計約360億円となりまして、30年間に公共施設の更新に要する経費は見直し前から226億円ほど多い約701億円が必要、この青いグラフの青い部分になります、との結果になりました。

ちなみに、黄色の部分の約255億円、一番上のところですが、これは長寿命化による縮減ということで、施設の更新時期をこの計画期間よりも先に延ばすというものになります。つまり、計画期末の令和32年度の先に対象施設の寿命が到来して、改修や更新がその段階で必要になるという方策となります。よって、純粋に経費が縮減されるのはここでいうグレーの部分とオレンジの部分、規模の縮小と複合・集約廃止に当たるトータル105億円程度ということになります。

6ページをお願いします。

(3)の財源シミュレーションです。

計画どおり縮減した場合の経費と、それに充てられる財源の見通しを試算したものです。右上の想定イメージというところを御覧ください。

その年度に必要な経費を棒グラフで示しております。棒グラフの緑色の部分がインフラの経費、その上にあります水色の部分が施設に要する経費と捉えていただければと思います。黄色の横線は、毎年度施設とインフラの更新や改修や維持経費に充当できる財源の充当可能水準額と呼んでおります。これは、過去10年間の投資的経費の決算額の平均としておりまして、見直し前で29億3,000万円だったものが見直し後で30億1,000万円となります。

財源の考え方は、計画期間中、各年度の経費が投資的経費の平年値とも言えます充当可能水準額を下回った場合は下回った分を留保して基金に積み立てて、上回った場合は基金から取り崩し、これを補填するというイメージとなります。

この考え方を踏まえて、次の7ページを御覧いただきたいと思います。

上の図が見直し前、下の図が見直し後のシミュレーション結果です。

見直し後の下の図なんですけれども、グレーの部分が留保するお金で、つまり公共施設整備基金の残高の推移のイメージになります。令和3年から令和6年までは実績の数値で、令和7年は12月補正時点の約120億7,000万円という数字で設定をしております。

シミュレーションの結果、計画どおり縮減のための各方策を実施したとしても、令和25年に積立部分マイナスに転じ、令和32年には14億円不足するという結果になりました。

なお、このシミュレーションにおいても将来的な物価や人件費の動向は考慮しておりません。

8ページをお願いします。

(4)基金の目安です。

財源シミュレーションと同様に、計画期間における毎年度の更新等に充当する充当可能水準額を30億1,000万円と想定した場合、大きな更新等が計画されている年度で経費が充当可能水準額を超過します。これが下の図の赤色の部分になります。黄色いラインを上回る部分のことになります。この部分については、財源シミュレーションの中で留保している財源を取り崩すという部分になります。現計画では、期間中のこの超過部分を基金積立額の目安とし、上の図に記載のとおり104億円としております。これと同様に、見直し後のシミュレーションに基づき合算いたしますと、目安の額は194億円となりました。これについては、午前中の予算決算委員会でも御説明したとおりです。

なお、こちらについても今後の物価動向等については見込んでおりません。

ここまでが今回の基本計画の見直し結果の御説明となります。

ここからは参考資料となります。

先ほどから繰り返し、このシミュレーションに当たっては今後の物価や人件費の動向を見込んでいないということをお話ししておりますが、昨今情勢を見るに、物価や人件費の動向を見込んだ検討をしておくということも必要と思われれます。そこで9ページからは、物価上昇を見込んだ場合のシミュレーション結果を示させていただきました。

ここにあります一番上の表なんですけれども、物価の上昇率を今後1%、それから2%、それから3.16%と想定して積算した財源シミュレーションと基金の目安の結果をそれぞれ示しております。

この3.16%といいますのは、国土交通省が毎月公表しております建設工事費デフレーターという指数の過去10年間の平均値によるものです。この指数は、工事費全体から物価変動部分を取り除いた実質の工事費を出して年度間の比較に用いるための数値でして、一般的な物価指数とは異なり、建設分野に特化した指数ではありますが、直近の物価動向等を踏まえるところの数がより現実に近いものになるのかもしれないというところです。

その下の図を御覧いただきたいと思います。

物価上昇率を3.16%としてシミュレーションいたしますと、財源収支については先ほど御説明したものよりも随分早く令和14年度にマイナスに転じ、計画最終年、令和32年には248億円の財源不足となります。計画どおりに統廃合を行わなければ、この不足額というのはさらに大きくなると見込まれます。

その下の図、基金の目安についても、計画後半になればなるほどその物価の上昇分が積み上がっていく関係で、先ほど見直しの中では194億円と言っておりました基金の積立の目安は、同じ考え方で積算しますと387億円に膨れ上がるということになります。

10ページをお願いします。

この計画では、経費縮減の3つの方策のうち、長寿命化という方策が最も多額の効果を得られる一方で、施設の更新時期をこの計画期間より先に延ばすだけで実質的な縮減にはつながらないというようなことを最初に、先ほど御説明をさせていただきました。実際、計画期間は令和32年度までなんですけど、見直し前の計画では一応60年での建て替えをその先に延ば

すという形の方策を盛り込んだ結果、計画期間中は財源収支の黒字化を達成はしております。

しかし、財源シミュレーションをそのまま令和33年度以降まで延ばすと、見直し前の計画であっても令和43年を境に財源がマイナスに転じるということになります。見直し後、その下の表なんですけど、見直し後では赤字額がさらに大きくなることが明らかとなりまして、5年後、この計画を全面改定することになりますが、その際にはさらなる対策を検討することが必要になるかと思えます。

計画の見直しの概要についての説明は以上となります。

大変厳しい数字が並ぶ結果となりましたが、冒頭申し上げましたような施設整備の経緯を鑑みれば、避けられない結果とも言えます。これまでは、財政運営の中で何とか施設の維持ができていたと言えますが、これまでと同様の対応をいつまでも続けられるものではないとも考えております。これまで、様々な御意見、御指摘もいただきながら公共施設整備基金の積立てにより将来に備えた財源確保を続けてまいりましたが、現在の目安を上回る120億円を超える基金をもってしても、当面を乗り切れたとしても、いずれ財源不足に陥り、将来市民の皆様には多大な迷惑を、御負担を強いる可能性があります。また今後、計画の対象施設ではないささゆりクリーンパークに代わる新ごみ処理施設の建設も控えておりまして、財政状況としてはますます厳しいものになると見込まれます。

今回の見直しにつきましては、個別施設計画の見直しに合わせたもので、インフラ施設も含めた財源計画の見直しやさらなる縮減方策の検討につきましては5年後、令和12年度の全面改定で行う予定ではありますが、執行部としましてはそれを待たずに、特に向こう十数年の間に、建築から60年を迎えるような施設を中心に計画改定を待つことなく、規模縮小や統廃合に向けた検討を早急に進めることを執行部内で確認をいたしております。並行して、できる限り財源の確保にも努めてまいりたいと思えます。

委員の皆様、議員の皆様におかれましても、この件につきまして引き続き関心をお持ちいただきまして、市民の皆様への周知に御協力いただくとともに、御助言等いただければ幸いに思います。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、この件について質疑はございませんか。

○委員（田上元一君） 参考資料の基本計画の修正のほうをしっかりと読み込みをさせていただいての意見ということになりますけれども、可児市ではなしに、もう近隣の市町村では既に施設の統廃合という課題にチャレンジとか取り組んでいるところもあります。そうした自治体が持っているノウハウというのを、しっかりと情報収集も含めて蓄積をしてほしいというのがまず一つ、希望としてあります。

その上で、それぞれチャレンジした市町村というのは、恐らく一番ハードルが高かったのは住民の皆さんの御理解というところだと思います。今、可児市ではまだ当面、公共施設の縮小や集約廃止というところが当面はここではないと思いますが、つい先般、地区センターのことで少し情報提供した途端に大きな波紋を呼んだということは、市民の皆さんの中に、やはりそうしたことにアレルギーを持っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃる、市民の

理解を得るのは大変だなということを私も痛感をしたところです。

計画を読んでいる中で、今後のPDCAサイクルを回していく中で、市民の皆さんがもう少し絡んでいくような動かし方にしないと、確かに財政上の裏づけを持ちながら計画を見直していく、これは大事なことなんで、そのことを全然否定するものではありませんが、少しずつでも市民の皆さんと情報を共有して、先ほど財政課長が言われた市民の皆さんにも御理解をいただくための努力ということであればその辺りも一緒に取り組んでいかないと、5年後、単に数字が変わりましたからまた変えますだけでは、市民の皆さんにとっては単にサービスがそのまま続くと思っているわけですから、そこもこの計画をスタートさせるのであれば同時並行でやっていかないと。議員に周知をお願いしますというのはちょっとやはりというところもありますので、その辺りも、これはやってくださいと要望になるので、どうしますかというのは今ここでは問わないですけれども、その視点もないと計画をつくっただけで終わっていくような気がします。

情報をどのように出すのか、それからどういうふうに情報共有していくかというのはとても大事だし、難しいところだと思いますけど、そこを忘れないようにというか、そこを絶対外さないように計画を動かして行ってほしいなど、これは質問というよりは意見ということになりますけれども、よろしくをお願いします。以上です。

○財政課長（西垣義博君） ありがとうございます。

我々も今回、個別施設計画というのが10年サイクルの計画で、ちょうどその中間年でライフサイクルコストの見直しとか、そういったものを行ったデータを基本計画に落とし込んだというその結果、非常に厳しい数字が出たということを改めて実感しておるところでして、執行部内でも非常に大きい課題が突きつけられたなというふうに考えておるところです。

委員おっしゃるとおり、これから大きく動き出しをしていくに当たっては、当然市民の皆様様の御理解いただくということが大事だと思っておりますので、まずは今回、我々執行部側としても危機感を持ったというところで、一つの結果として受け止めておりますし、そういった形で委員の皆様にも御了解いただければと思います。

我々もできる限り、今後具体的な取組をしていくに当たっては、様々市民の皆様にも情報等を開示しながら進めていきたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

○委員長（板津博之君） ほかにこの件について質疑ございますか。

○委員（高木将延君） すみません、長寿命化、あと規模縮小、統廃合が必要だということなんですけど、これ前回の7年からはその部分というのは変わりなく、加速しなきゃいけないから何か増えているとかということではなく、建設コストを中心に計算するとこういう値になったのか、つまり、だから結局その全体のコスト削減の部分は、割合でいうと結局そんなに大きくならないことになるんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。

○財政課長（西垣義博君） 先ほどお話ししたとおり、今回データの時点修正というようなそういう意味合いで落とし込んでおまして、具体的に縮減の考え方、どの施設に新たに縮減策を落とし込むかとか、そこまでのことは行っておりません。そこに関しては、基本的な考

え方としては従前と同じでございますので、そういった新たな考え方を当てはめていくのは5年後、全面改定の際にという形で考えているところでございます。やはり今回はライフサイクルコスト、LCCと言っておるんですけども、LCCの見直しによってかなりコストの単価が、膨れ上がったところが影響してきておるなというのは印象としてはあります。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに発言はございますか。

○副委員長（渡辺仁美君） ありがとうございます。

すみません、最初に私含めて大平委員だとかが新人議員の研修、職員の方からレクチャーを受けたときに、今一つだけ一番印象に残っているのがファシリティーマネジメントに300億以上がかかるんですという、そこが一番覚えているところなんですね。それから10年超えましたんで、やっと来たかというそんな思いなんですけれども、今後具体的に基本計画を見直し、シナリオを書いていかれるに当たって、事細かに議員にも知らせてくださることと、先ほど田上委員もおっしゃっていたように市民への周知や理解、この一番大変なところをやっていっていただきたいと思います。これも特に質問ではないんですけども、私たちと共有をぜひ、嫌なことも共有しないと始まらないと思いますんで、お願いします。

○委員長（板津博之君） ほかに発言はございますか。

○委員（高木将延君） すみません、勉強不足で申し訳ないです。これは令和14年に大きくコストがかかるんですけど、何が原因ですか。

○財政課長（西垣義博君） 令和14年にびよんと出ているところなんですけれども、大きいものは、まだ具体的に今の段階で細かい内容までは出ていないんですけども、文化創造センター アーラの大規模の改修と、あと長寿命化を前提にした学校、学校の中規模な改修というのが4校分なんですけれども、これが重なった結果、令和14年度にどんと上がっているところなんです。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項(2)令和8年度地方税制改正（案）の概要についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○税務課長（金子 浩君） 令和8年度地方税制改正（案）の概要について、主なものについて報告をさせていただきます。

資料は11ページのほうを御覧ください。

この資料は、昨年12月に総務省が令和8年度地方税制改正（案）として公表した資料を基に、本市に関係する主な項目をピックアップしたものでございます。

まず1つ目ですが、個人住民税の関連で控除に係る見直しになります。

物価高への対応として、給与所得控除の最低保障額については令和7年度の税制改正において55万円から65万円に引き上げられたところですが、令和8年度の税制改正ではさらに9

万円プラスの74万円に引き上げられます。引き上げられる9万円のうち5万円は、いわゆる3党合意を踏まえた2年間の時限措置ということになっております。また、引上げ分の残りあと4万円につきましては、消費者物価指数の上昇に連動させて控除額を2年ごとに見直す仕組みというのが創設されまして、令和5年10月から令和7年10月まで、2年間の消費者物価指数の上昇率6%を踏まえて上乘せ分とされております。

参考までに、今回の税制改正によって非課税ライン、いわゆる年収の壁がどうなるかというところ、表のほうを見ていただくと、単身者の場合、個人住民税の所得割においては左側の表のとおり110万円が119万円、所得税においては右の表になりますが、160万円が178万円というふうになります。

所得税については、基礎控除額が95万円から104万円に引き上げられますが、個人の住民税については地域社会の会費的な性格を踏まえながら、今後必要な対応を検討するとされております。この給与所得控除の引上げは、令和9年度分の個人住民税から適用されます。

次に、ひとり親控除の控除額について、独り親の子育てに係る負担に配慮しまして30万円から33万円に引き上げられます。この引上げは、令和10年度分の個人住民税から適用されます。

個人住民税関連の2つ目ですが、ふるさと納税制度の見直しということで、特例控除額に193万円の上限が新たに設定されます。この上限額については、イメージ図にありますとおり給与収入1億円の方が寄附する場合を目安に設定されております。給与収入1億円の方が自己負担分の2,000円で済む寄附額というのが438万円になりまして、この場合に算定される特例控除額が193万円になることから、この金額が上限とされたものでございます。

特例控除額については、個人住民税の所得割額の2割が上限とされていることに伴い、高所得者ほど特例控除が高くなるため、ふるさと納税は高所得者優遇になっていると指摘されていることや、高所得者ほど多額の返礼品を受け取ることが可能ということになっておりますので、今回の見直しによりこれらのことを解消するというものになります。今回の見直しは、寄附そのものに上限が設定されるというのではなく、また特例控除額の上限を超えて寄附する場合であっても、所得税と個人住民税における基本分の控除はこれまでどおりとなります。

この改正については、令和9年中の寄附分から適用され、令和10年度分の個人住民税から反映されることとなります。

続きまして、大きい項目の2つ目、車体課税関連として、軽自動車税に係る環境性能割につきましては令和7年度末をもって廃止となります。

環境性能割は車を買ったときまたは譲り受けたときに係る税金で、2019年に自動車取得税が廃止され、その代わりとして燃費がいい車ほど税金が安くなる、またはゼロになるという仕組みで導入されました。今回、この廃止の理由というのは米国関税の影響の緩和、あと国内自動車市場の活性化、あと自動車ユーザーの負担軽減のためとされております。

本市における令和6年度の環境性能割の歳入決算額は4,000万円ほどとなっておりますが、

廃止による減収分については安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間は国の責任で手当てをするというふうにされております。

続きまして、大きい項目の3つ目、税負担軽減措置関連でございます。

市税に関係する主なものになりますが、1つ目については法人市民税について、国税である法人税において、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されることに伴い、これに準ずる措置が取られることとなりました。具体的には、法人税の税制措置としてDX化、ロボットによる自動化、研究開発、脱炭素など高付加価値に資する機械装置やソフトウェア、建設物等の設備投資を行った場合、特別償却制度または税額控除制度による法人税の軽減を受けることができ、これに伴い法人市民税も軽減されるというものになります。

2つ目の丸からは、固定資産税または都市計画税に係る既存の軽減措置の見直しと延長がされるものになります。

まずは、新築住宅に係る特例措置の拡充・延長になります。

現行は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に新築され、戸建ての場合、居住部分の床面積が50平米以上の住宅に係る固定資産税については、最初の3年間、居住部分の床面積120平米を限度として税額の2分の1を減額する特例措置が講じられておりますが、近年の世帯規模の変化等を踏まえて、床面積の要件の下限を現行の50平米から40平米に引き下げられることになりました。また、災害ハザードエリアにおける住宅の新規立地の抑制等を踏まえ、一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする立地要件を見直した上で、適用期限が5年間延長されることとなりました。

続きまして、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充・延長です。

現行では、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税、都市計画税については、税額の3分の1を減額する特例措置が講じられておりますが、バリアフリー化を積極的に進めるため、劇場や音楽堂に限らず対象建築物を広げるとともに、減額率を2分の1まで拡大できることとした上で、適用期限が3年延長されるということになりました。

続きまして、再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の拡充・延長になります。

現行では、再生可能エネルギー発電施設に係る固定資産税の課税標準については、取得後最初の3年間は設備の種類に応じた割合を乗じた額とする特例措置が講じられていますが、重点的にペロブスカイト太陽電池及び洋上風力発電設備に係る特例率を拡充した上で、適用期限が3年延長されることとなりました。

最後になりますが、物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の拡充・延長になります。

現行では、物流総合効率化法の認定を受けた事業者がその計画に基づいて取得した流通機能の高度化、流通業務の省力化に寄与する倉庫等の特定の資産に係る固定資産税、都市計画税の課税標準については、最初の5年間は対象資産に応じた割合を乗ずる額とする特例措置が講じられておりますが、トラックドライバーの労働時間の見直しにより輸送力が不足し、

物流が停滞する可能性が懸念される、いわゆる物流2024年問題に直面する中、トラックドライバー1人当たりの走行距離の短縮や物流の効率化を図るため、特例の対象を中継輸送機能等を有し、広く共同利用可能な物流拠点施設とした上で、適用期限が2年延長されることになりました。

以上が、令和8年度地方税制改正（案）の主な概要となります。

法の成立後、市税条例等に影響する部分については改正が必要ということになりますが、施行日により、専決処分させていただくものと次回の議会に議案として上程させていただくものが出てくるということになりますが、その際はまた改めて説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

税務課からの報告は以上になります。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

ここで暫時休憩といたします。執行部の皆さんはお疲れさまでございました。

休憩 午後2時09分

---

再開 午後2時10分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番目の協議事項といたしまして、(1)視察についてを議題としたいと思います。

総務企画委員会の行政視察、最初、この委員会になってからの実施計画の中で若干触れさせてはいただきましたけど、時期的にできれば5月に、任期はもうあまりないんですけども、5月にどこか行政視察に行きたいというふうに思っておりまして今日は皆さんに、今日この場で決めるということではなくて、皆さんから、テーマももちろんなんですけど視察地としてどこか案がないかということでお諮りをしたいということで、この時間を設けさせていただいております。この場で御意見いただかなくとも、またできればこの定例会中に御意見を皆さんからいただいて、やっぱりそうすると相手方もあるものですから、行くとなれば早めに、年度をまたぐことになりますので、調整をしたいというふうに思っております。

何かもし、今この段階でこういったところが、例えば防災でこういういいところがあるんじゃないかとか、ふるさと納税でとかいうことであれば、この時間でちょっと御意見をお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

何かございませんでしょうか。

今回この委員会では、例えばこの前、多文化共生センター フレビアのほうで外国籍市民の方に防災をテーマとして御意見いただいたりとかいうこともあったわけなんですけど、一つはそういった外国籍市民の方が何か防災訓練とかそういったことをされている自治体があれば、

そういったところもあるんじゃないかというふうに思いますし、またふるさと納税等であれば、宮崎県都城市とかそういったところもあろうかと思いますが、何か注目している自治体があればこの時間でいかがでしょうか。

副委員長、特にありませんか。

○副委員長（渡辺仁美君） 議会運営委員会で、御一緒に京セラ株式会社の視察に行かれた方もいらっしゃるかと思うんですけど、宮崎県新富町は気になります、一つ。

○委員長（板津博之君） 電子投票ですね。

じゃあ一つ、電子投票ということもあるということです。宮崎県の新富町になりますね、それは。実はこれ、議長は3月1日のまさに選挙の当日に行っているんですけど、一つ電子投票というところであれば、今の新富町というのがありますね。

私の一般質問もありましたけど、一つ電子投票というのもこの委員会の所管にはなりますので、またそれも案としてちょっと今お聞きしておきます。

ほかにございませんでしょうか。

○委員（高木将延君） 防災に関して、3・11の件もあり、沿岸部のほうがよく話題にはなるんですけど、やっぱり可児市とすると内陸、後は自分のところの地域だけではなくて近隣との連携というのが重要になってくるかと思うんですけど、どこということにはちょっと分からないんですが、その辺りのことをやられているところとか、また内陸部でいいますと熊本県も震災から何年かたっているんですけど、再度その辺り、あそこは直下型地震だったのかどうかと思うんですが、大きな地震があった際、内陸地のほうでの対応を何か考えられているところがあればその辺りも勉強したいなという思いはあります。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

そうですね、先ほど宮崎県新富町という話もありましたけど、そちらの方向へ行くのであれば熊本県、実は私も熊本地震の後に熊本城とか益城町も、現地の視察に行きましたけど、もうあれから随分たっておりますので、熊本城も今観光地として結構復興しているということもあるようなので、観光事業というのも一つうちの委員会の所管でもあるので抱き合わせで行くというのもその一つかなとは思いますが。

東日本でいうとちょっと、全く逆方向になってしまうのでそちらへ行くのであればまた別のテーマ、防災と何か、あちらの東北のほうでいいところがあればということで、ありがとうございます。それも意見として伺っておきます。

ほかにございませんでしょうか。

今なければ、また事務局なりグループウェアでも結構ですので後々御意見いただければと思いますので、これにつきましては正・副委員長のほうでお預かりをして、また提案を近々させていただきたいと思っておりますので、またほかの委員の方も御意見があれば、委員会中じゃなくても結構ですので、募集をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

では、この件について何かほかにご意見なければ終了といたします。

〔挙手する者なし〕

それでは、その他事項ですけれども、特にその他事項は考えてはおりませんが、何か全体を通じて御意見等あれば。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

じゃあ発言もないようですので、以上で本日予定しておりました案件は全て終了しました。これで総務企画委員会を閉会したいと思います。お疲れさまでございました。

閉会 午後 2 時18分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月10日

可児市総務企画委員会委員長